

第6回 吹田市地域福祉計画推進委員会（要約版）

1 日 時 平成27年6月19日（金）午後2時00分から4時03分まで

2 場 所 吹田市文化会館（メイシアター） 3階 第1会議室

3 出席者ほか

(1) 委 員 13名

藤井 伸生 委員長 松木 宏史 副委員長
中塚 尚 委員 熊井 茂治 委員 中谷 恵子 委員 富士野 香織 委員
入江 政治 委員 栗田 智代 委員 益田 洋平 委員 門田 繁夫 委員
松村 美枝子 委員 由井 勝利 委員 吉村 修 委員

(2) 市職員 15名

橋本 敏子 こども部長
平野 孝子 福祉保健部長
増山 和也 こども部次長
大嶋 秀明 福祉保健部次長
後藤 仁 障がい福祉室長
橋本 通良 内本町地域保健福祉センター所長
村上 浩治 亥の子谷地域保健福祉センター所長
吉田 昭裕 千里ニュータウン地域保健福祉センター所長
大市 友子 地域福祉室参事
西澤 正雄 高齢政策課長
高崎 充代 高齢支援課長
山内 薫 福祉総務課長
淵上 恭子 地域福祉室参事
原田 有紀 福祉総務課主幹
小林 孝太 福祉総務課主任

(3) オブザーバー 3名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田 倫久 次長、佐伯 佳苗 参事
株式会社 関西総合研究所 池田 恭和 主任研究員

(4) 傍 聴 2名

4 配付資料

資料1 第3次吹田市地域福祉計画（案）目次
資料2 第3次吹田市地域福祉計画（案）第1章～第3章
資料3 第3次地域福祉計画の体系（案）
資料4 第3次吹田市地域福祉計画（案）第4～第5章

5 内 容

(1) 開会
(2) 議事

ア 「第2章 5 地域福祉に関する実態調査で明らかになったこと」について

副委員長から6月2日の策定部会での議論内容を報告

事務局から資料について内容を説明

委員長：資料2 24ページ「5 地域福祉に関する実態調査により明らかになったこと」についてご意見をお願いします。調査結果は、「吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書」に載っています。ここから重要な個所を計画の中にどのように盛り込んでいくかを考えていくことになります。

A 委員：結果の分析だけではなく、委員会としてのコメントを入れた方が良いのではないかと思います。

例えば、自治会に未加入の理由として生活に支障がないという意見がありますが、困ったら自治会に入るのでしょうか。自治会にはどういう役割やサービスがあるか示さなければ、自治会に入ろうとは思わないのではないのでしょうか。

委員長：前述の内容については、調査分析で触れることは難しいと思われま。調査結果を踏まえて、どうしたら良いかは、計画そのもので表現すべきであると思えます。ただ、調査結果を示すだけではなく、何をすべきかを引き出すことは重要ですので、計画のどこかで反映できればと思います。

自治会に加入していない人は、きっかけがない・わからないという人が多いので、きっかけや情報提供があれば自治会に加入してもらえるのではないかと思います。何を手立てにしていくか、計画の中でどういったかたちで具体化するかが重要になると考えられます。

B 委員：37ページ 社会福祉協議会の認知度についてはかなり低いですが、データをどのように読み解き、今後活かしていくかが重要と考えます。社会福祉協議会の役割をわかりやすく伝えること、知ってもらうためにどのようなことをしていくべきかを、本文の中などで表現できればと思います。

委員長：37ページ 図2-4-18のグラフでは、若い人の認知度が低いことがわかります。他にも年代別のクロス集計のグラフがあった方が良いのではないかと感じます。特に31ページ以降の福祉の課題などについては、単純集計だけではわかりにくいので、年代別、地域活動別のグラフなどがあった方が、計画の内容に反映できるのではないかと思います。報告書にはグラフがあるので、本文でも、どの世代の認知度が低いか、どうすれば認知度が上がるかなどを表現すべきではないのでしょうか。

事務局：年代別などの分析については、報告書に記載があるので、特に傾向があると感じた個所があれば出していただきたいと思えます。

委員長：実態調査報告書15ページの年代別の表は、順位で比較するのは評価しにくいです。全体と比較してこそ有意差が見えてくるので、順位だけでみるのではなく、全体と年代別を比較するなど、もっと精査して表現してほしいと思えます。

イ 資料4 重点施策について

委員長：資料4 重点施策の「1 顔の見える関係づくり」について、ご意見があればお願いします。

今後の方向性に、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）への期待が表現され

ています。しかしながら、6ブロックに2人の配置という数的な困難もあります。実態調査報告書の54～55ページのCSW（コミュニティソーシャルワーカー）に期待することについては、身近な地域で相談できる機会がほしいという意見が多くあります。期待するのは良いですが、数の限界があることを認識しなければなりません。CSW（コミュニティソーシャルワーカー）は専門的な人を配置することが重要であるので、現実的には困難ですが、せめて中学校区レベルへの配置などを想定して検討していただきたい。

- C 委員：実際に地域の方は、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の顔や名前を知りません。民生委員のことでさえ知らないと思います。京都市では、民生委員は自宅の表札に「いつでも相談に来てください」とあり、明確でわかりやすいです。

計画の中で取り上げるのであれば、明確にわかるような手段を記載してほしいと思います。社会福祉協議会にしても民生・児童委員にしても顔を見せていかなければならないと思います。

福祉に関しては、助けを求める人が行政等に相談する前に、福祉委員や民生・児童委員、それぞれのボランティアと相談できる関係づくりをしなければなりません。そういった内容を具体的に書かなければ、計画として前に進まないのではないのでしょうか。

- A 委員：第3次地域福祉計画として、全てではなくとも、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や民生委員・児童委員の役員、福祉委員の代表の名前と顔を提示するなど、今までと違う部分を出すことは良いかもしれません。

京都市もそうですが、大阪市も町ごとの見えるところに民生・児童委員の名前などを掲示しています。

- B 委員：顔の見える関係づくりというのは、分かりやすい表札を出すことで相談していただけるということではないと考えています。そういった窓口は行政が担う部分だと考えています。地区福祉委員会が目指しているのは、行事やイベント、昼食会などで、わざわざ行政の窓口で聞きに行くほどではないが、ちょっと相談したいことなどを気軽に相談できる関係づくりだと思っています。そういった意味で前述の内容は、地域福祉計画に載せる関係づくりとは方向が違うように感じます。

- D 委員：私は、福祉委員をやっています。マンションの管理組合には、電話番号と部屋番号を知らせているので、何かあれば電話があります。民生・児童委員も福祉委員も責任を持って携わるという意味で、地域の中で年に1度は連絡先等を知らせることが必要だと思います。

- B 委員：地区福祉委員会については、地域の自主性に任せています。その地域において、情報がほしいと地区福祉委員会に言っていただければ名簿などの情報を提供している地域もあります。吹田市全体として具体的な情報を出す必要はないのではないのでしょうか。

委員長：情報は大事ですが、どのように提供するかが問題です。計画自体の中では情報共有の必要性を記載しておいて、具体的には各地区福祉委員会などの判断に任せることとしてはどうでしょう。奨励としては、できるだけ各地域で身近な情報を提供することが大事であるとするれば良いと思います。ただ、「顔が見える関係づくり」で記載するか「地域活動の担い手」で記載するかは検討したいと思います。資料集として一覧表を作成すべきだという考えで一致するのであれば、関係者と検討しても良いと思います。

- 委員長：「2 地域福祉に触れられる学習機会の充実」について、第2次計画では、地域で学習や話し合い等を行い、地域について考えるきっかけをつくるべきであるという考えからこのような柱が出てきたと思います。しかしながら、学習については十分に根付いていないと感じています。学習については、役所の人などが話をするのを聞くだけではなく、地域の人が気軽に3人以上集まって話しながら情報交換することも一つの機会です。それぞれの生活の中で気になることを話し合い、問題解決の糸口とすることで福祉に関する学習機会が広がればと思います。
- A 委員：まちの縁側として、喫茶やサロンを定期的を開いていますが、サロンの日程を忘れていた高齢者もいらっしやいます。2週間に1回といった開催ではなく、毎日開ける様な形にして、誰もが参加できるようになれば、話し合いや相談などの機会は広がるのではないのでしょうか。通りから会場内部が見え、自由に出入れるようになれば良いと思います。
- E 委員：社会福祉協議会の「すいこれカフェ」では、地域の様々な団体や人と話ことができました。地域の人から障がい者とのように接すればよいかわからないという意見があり、接し方などについての情報交換ができました。地域のいろいろな団体が集まることで、自治会やその他の団体の活動を知る機会にもなっています。
組織として活動していなくてもボランティアをしている人は、地域にたくさんいると思います。いろいろな団体や個人が集まり、お互いが話し合うことで活動の幅も広がってくると思います。
- D 委員：お年寄りの方で、施設に来て、毎日1人でお昼ご飯を食べている人がいました。知らない人でしたので、お節介はできませんでしたが、まちの縁側などの情報をお伝えできれば良いなあと思いました。
- E 委員：まちの縁側の冊子があるかと尋ねてくる人がいました。情報を求めている人がいるので、そのような場所を増やしたりすれば良いと思いました。
- 委員長：いろいろな場所で活動の芽が出てきているということですね。
- E 委員：芽が出てきたものが大きくなろうとしていますが、吹田市ではこれからのかもしれないと感じています。
- 委員長：第2次計画のコラムのように、参考になる具体的な話があると理解しやすいでしょう。
- A 委員：計画本文案には、図はあるけれども絵や写真がない。イラストなどを入れた方が良いのではないのでしょうか。
- 委員長：第1次計画の時は、イラストを市民の方に書いてもらいましたが、目で訴える方法も必要です。計画を作って終わりではなく、見てもらえるような工夫として考えていきましょう。
- 委員長：「3 福祉活動の担い手づくり」について、ご意見などがあればお願いします。担い手づくりについては、近年の大きな課題となっています。
- B 委員：ボランティアに参加しない理由として「時間がない」が多数とありますが、時間がないというのは言い訳にすぎないので、あまり気にする必要はありません。担い手の高齢化は問題ですが、実際には、様々な活動で参加者が増加しています。今後は参加者を担い手に変えていく取組が重要だと感じています。活動の中では、高齢者が高齢者をサポートしているところもよく目にしますし、そういった小さな取り組みをしている人が担い手として育つのもかもしれません。組織として、どのようにそういった人たちを担い手として取り込んでいくかが課

題と考えています。

委員長：何かの役を頼む時には、忙しい人を狙えといわれています。そのような人は忙しいが、やる気があるからです。暇な人の方がそういった役を引き受けてくれないように思います。問題意識の差が大きいからでしょう。労働時間が長くて本当に忙しい人もいますが、ボランティア休暇のように地域活動を奨励している企業や労働組合もあります。それらを事例として取り上げ、企業と手を組むのも手段としてあると思います。

E 委員：ボランティア相談にそういった企業が来ることもあります。

F 委員：今は社会貢献の立場から、大企業の大半がボランティア活動などを支援しています。

福祉活動の担い手については、短時間でできるもの・単発でできるものの考え方は悪くないと考えており、もっと柔軟にボランティアに取り込める方法などを検討しています。ただ、責任を持ってやろうとすると、参加する人の学習が必要となります。

現状は、シルバー世代の人がボランティアの中心となっていますが、若い人も組み入れていきたいと考えています。最近、関西大学の学生とボランティア活動に取り組みましたが、若い人が参加すると楽しく、活動が活発になります。高齢者だけでは将来的に活動が広がっていきません。子育てが終わった女性や市内の大学生を担い手としてうまく取り込めるシステムが必要と考えます。

A 委員：今、私が関係しているボランティアは、小学校1年生から参加しています。若い頃に活動していた人が40歳、50歳代になっており、小学生の頃に学んだ手法を生かしてボランティアをしています。小学生の時期から様々なことを教えておけば、一定の年代になった時に、またボランティアに目覚めることも考えられます。

B 委員：社会福祉協議会でも小学校・中学校で福祉教育を実施しています。地区福祉委員や専門的なボランティアの人たちにも関わってもらって学校を訪れています。そういった場が、地区福祉委員の名前を知ってもらうきっかけにもなり、子どもにとっても子どもの頃に経験したことが、大人になってからのボランティア活動等につながるので、大事な取組だと思えます。担い手という面では、次の世代のこともありますが、将来的な担い手づくりとして、子ども達も重要な存在であると考えています。

G 委員：私の住んでいるマンションには、自治会の代わりにボランティア組織があり、そこに参加しているのですが、居住者が高齢化しており、若い人の参加がありません。このような小さな単位でも若い人が参加することが難しい中で、地域のボランティアに若い人に参加してもらうことは、現実的に難しいと思います。しかし、小さな単位でのボランティアに興味を持ってもらうことが、地域のボランティアに参加するきっかけにもなると考えます。自治会単位の視点から担い手を作っていくということも必要ではないでしょうか。

実際にマンションのボランティア組織で、住民向けの勉強会を開催して交流しようとしたところ、多くの人が集まりました。地域包括支援センターが行っている講座を活用したのですが、初めてこのような機会をもてた住民の方にも興味を持っていただきました。このように、まず小さな単位で地域住民同士の交流を増やしていくことが、ボランティアの担い手としてつながっていくのではないのでしょうか。行政がやっている出前講座のような地域学習の機会をもつ

- と自治会にPRし、住民同士の関わり合いづくりに利用できればと感じました。
- B 委員：社会福祉協議会の施設連絡会（高齢者施設、保育園、障がい者施設など）は専門的な知識を持っており、地域における福祉に関する学習機会を提供できます。ちょっとした勉強会でも声をかけていただければ、協力できることをもっと伝えていかなければと思います。
- G 委員：地域の集会所で行われると聞いても足が向きませんが、住宅の集会所のように小さな単位であれば気軽に参加できます。
- E 委員：先ほどのようなマンション単位での勉強会は多く行われています。しかしながら、現状では、それらの動きを全て把握できておらず、需給がうまくつなっていないという問題があります。
- 委員 長：「4 災害時要援護者への支援」については、国も力を入れており、それに応えなければいけません。課題も多くあります。ご意見などがあればお願いします。
- A 委員：要援護者名簿に関して、それを生かす方法についての勉強会をするべきだと思います。
- 民生・児童委員協議会では、安心・安全カードを作っており、名前や住所、連絡先など、要援護者名簿と記載内容に共通点があります。安心・安全カードは健康状態や親類など個人情報が詰まっており、最低でも年1回は内容をチェックし、その時の様子を本人に尋ねていますが、今後災害が起きた場合どのように生かすことができるか勉強中です。
- 要援護者名簿と安心・安全カードは目的が重複する部分もあるので、一体化して、地域で確認ができていない要支援者をなくすといった視点で検討を進めた方がいいのではないのでしょうか。両方の長所と短所を出し合い、どう援護していくかを考えていかないと意味がないと考えます。
- 他にも、災害時には、自分の安全を確保することが前提で、その次に、要援護者を助けに行くのに、一人で行くか、複数で行くのかなども示されていません。個人任せや団体任せにするのではなく、具体的に記述しないと、当事者は安心できないのではないのでしょうか。
- C 委員：冷蔵庫の情報キットと災害時の要援護者名簿、安全カードなどは関連が無いのですか。
- A 委員：目的が異なります。情報キットは、病気などで倒れた場合、消防署や警察が来て玄関等にその旨の標記がある場合、本人よりもまず冷蔵庫で情報キットを確認するということになっています。災害援護とは直接関係ありません。
- 委員 長：安心・安全カードと要援護者名簿で連携することができる個所は検討していくとともに、別のところでも安心・安全カードの情報も生かしながら、緊急対応が可能になるよう検討できると良いですね。
- H 委員：要援護者名簿を活用するのに個人情報保護法が邪魔をしています。要援護者名簿は登録制で、登録してもらった人だけが記載されます。また、名簿は書き写すことはできますが、コピーすることができないので、連合会長の中には名簿を持つとしない人もいます。今、最も要援護者のことを把握しているのは民生・児童委員だと思います。
- B 委員：要援護者名簿に関しては、まだまだ精査しなければ活用ができない状態です。ただ、要援護者名簿の活用には、お互いに顔が見える関係が基盤にあることが前提にあります。要援護者名簿については、今後も事務的な議論を含めて精査していく必要がありますが、地域で顔が見える関係ができていないと救護や活

動などにつなげていくことができないのではないかと考えます。

事務局：要援護者名簿については、粛々と手続きを進めているところです。4月の推進委員会でも議論されたように、要援護者名簿は地域において、平常時の関係づくりを進めることで、災害時に実効性を高めるものです。そのため、行政としては、地域での様々な取組を情報として発信していくことが重要だと考えています。

個人情報保護を厳格に訴えたことで、地域によっては要援護者名簿が活用されていないところもありますが、その一方で地域の防災訓練に活用している地域もあります。このように地域での温度差はあるので、それらも把握し情報の発信をしていきたいと考えています。

C 委員：資料2 49ページ「地域福祉推進の基本施策」では役割が民と公に分けられています。しかし、民の中に地区福祉委員会、民生・児童委員会、自治会、社会福祉協議会とありますが、自治会を除いて、準公民的な立場にあるのではないかと思います。地区ごとに行政が入らなくとも、この3つの団体が話し合いを進めていけば、地域の方向性が出ると思います。

方針として、住民自治の助け合いの活動を、行政も含めて、よい方向に考えていかないと市民だけが放置されてしまうと思います。要援護者は不安に思うから名簿に登録しているのだから、前に進まないといけない問題だと思います。

委員長：中心的なところが意識的にやっていけば、前に進むだろうと思います。事務局が言われたように、地域の防災訓練で合意形成をして、要援護者名簿を活用している事例もあるようなので、そういった手法が分かれば、他の地域でも取り組みやすいでしょう。地域で自発的に進んでやっている所などを、計画の中で紹介していくこともよいと思います。

F 委員：要援護者を支援する方法が具体的に示されていません。何か起こった場合、どうすべきかに触れるべきではないでしょうか。地震が起こった場合は、停電となり、津波がくる可能性があります。避難ビルまで来たとしても、2階3階と上ることが困難な場合があるなど、具体的に考えていかなければなりません。支援者としての取組を考えていかないと先に進まないと思います。

委員長：「5 意思表示が困難な方の権利擁護の推進」についてご意見があればお願いします。

A 委員：成年後見制度は、支援団体が府下にあり、各市で勉強会を開いています。吹田市は入っていないようですが、今後はどうするつもりですか。後見人には、法人と一般後見人があるが、吹田市はどちらの方向で進めるつもりですか。私は、法人後見人の方がいろいろな人をカバーすることができるので良いと思います。一般後見人の場合は個人なので後見人が亡くなった場合など、継続することができないという問題があります。

F 委員：成年後見人については難しい問題です。後見人を付けられている人は多いが、一般的に親が成年後見人になることが多いように思います。最近では、専門家の司法書士や弁護士なども増えてきていますが、親として、個人に頼むことは何十年にもわたることなので、継続性の面など、心配に感じることもあるでしょう。しかし、これもケースバイケースであり、一概に個人や法人とは決められないと思います。

B 委員：社会福祉協議会としても、法人後見人の取組を始めて間もないので、まだまだ発展途中です。

C 委員：成年後見人については、どのような流れで、相談や申請がされているのですか。

- G 委員:基本的には、本人が正常な状態の時に将来的なことを意思表示するかたちです。
- 事務局:高齢者に限定した話では、相談は地域包括支援センター(直営、委託ともに)で受けています。直接弁護士の方に行かれる方もいますが、行政の窓口としては地域包括支援センターとなっています。
- 本来ならば、親族の方が本人に代わって家庭裁判所に申し立てをするのが良いのですが、それができない場合は市長が成り代わり申し立てを行うこととなります。申し立てにもお金がかかり、経済的に悩まれる方もいるので、助成をする制度等もあり、包括的な相談対応をしています。
- 委員長:我々としても十分認知できていることではないので、市民にとっては更に分かりにくい問題だと思います。
- A 委員:認知度を踏まえて、行政としてはこのようなサービスがあるということや、委員会として議論した内容を記載してほしいと思います。関わっている人は理解していますが、一般の人は制度名称を知っていても中身を知らない人が多いので、成年後見人とはこんなものですよということを書くべきではないでしょうか。
- 委員長:権利擁護の取組の周知は認知度が低いので、そこで丁寧に伝えていくべきということですね。
- 今回は、特に調査結果から明らかになったこと、重点施策について検討してきましたが、全体を通して何かある場合は、事務局に伝えてください。

ウ その他

※次回の推進委員会の日程(8月21日(金曜日)、午後2時から市役所 中層棟4階 第4委員会室)などについての連絡をして、閉会